

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとして認識し、役割と責任の明確化によるスピーディーな意思決定と情報開示を実施していくことで経営の効率化・透明性の確保を図っていきたいと考えております。また、2016年4月より取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外役員及び代表取締役を構成員とする「ガバナンス委員会」を発足させました。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、統治機能の更なる充実をより一層目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4】政策保有株式

・当社は政策保有株式に関して、年2回取締役会において中長期的な経済合理性を検討し、保有意義の少ない株式については売却することとしています。

・検証内容としては、個別銘柄毎の取引額(売上、仕入、配当等)と当社の資本コスト等を比較し妥当性を測り、定量的な保有効果及び定量的な保有理由双方から検証しております。

・議決権行使についての具体的な基準は定めていませんが、保有先及び当社双方の企業価値向上に資するかどうかを基準に賛否を判断しています。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとして機能発揮

・当社は、確定給付年金制度と確定拠出年金制度を併用しています。確定給付年金については運用担当部署である人事部において、生命保険会社や信託銀行などの運用機関から運用状況を入手するなどして適切に管理しています。また、確定拠出年金については、運用は従業員個人が行っていますが、従業員が安定的に資産形成できるよう教育実施などを検討してまいります。

【補充原則4-1(3)】経営理念・後継者計画

・取締役会は、企業が持続的な成長を続けるうえで、最高経営責任者等の後継者計画は最重要課題の一つであると認識しています。2016年4月より社外役員を主な構成員とするガバナンス委員会を発足させており、同委員会においてもマネジメント人材育成全般に関してモニタリングを実施し、取締役会が適切に監督できるよう助言してまいります。

また、2016年6月より、すべての取締役、執行役員および子会社社長を対象に外部講師によるセミナーを定期的開催するなどして後継者人材の育成により一層努めています。

【補充原則4-2(1)】経営陣の報酬

・当社取締役の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動報酬(短期)」で構成されています。

・基本報酬については、役位等によって決定しています。また、業績連動報酬については、当社業績及び各取締役の事業計画達成状況等を勘案し、決定しています。

・業績連動報酬の総報酬額に対する構成比率は、役割に応じて15～20%の範囲としています。

・中長期の業績連動報酬は、現在導入していませんが、導入に関して継続審議しています。

・社外取締役及び監査役の報酬に関しては、その役割と独立性の観点より基本報酬のみとしています。

【補充原則4-3(3)】CEOの解任

・当社は、現時点においてCEOの解任に関して具体的なプロセスを確立しておりませんが、CEOに万一機能が発揮できないと認められた時は適時適切に対処してまいります。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性の確保のための前提条件

・当社の取締役会は、社外取締役を含め、各取締役の知識、経験、能力を考慮し、また経営的な視点で物事を考えることができる人物で構成されています。

・取締役会の規模の適切性については、当社の組織構成に鑑み、執行業務の管理・監督ができる取締役の人員規模を設定しています。

・当社は、財務・会計・経営等の専門知識を有する人物を社外監査役として選任しています。

・2019年に実施した取締役会全体としての実効性に対する評価では、経営陣幹部の選解任審議、取締役会資料の更なる質の向上及び取締役会の構成員の多様性について一部課題があることを確認いたしました。経営陣幹部の選解任審議では、ガバナンス委員会にて当社の経営陣幹部候補に求められる資質や候補者について十分な審議を行い、改善を図りました。取締役会資料の質の向上や取締役会の構成員に国際性やジェンダーを含めることについては、今後、改善に努めてまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、中期経営計画を策定・公表しており、資本コストを考慮したROEを含む各種経営指標を目標として定めています。今後は、経営戦略や経営計画における資本コストの活用方法や具体的な実行内容を株主に説明できるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式

(上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しています。)

【原則1-7】関連当事者間の取引

・当社では、当社と取締役及び主要株主との利益相反取引について、取引の重要性に応じて法令及び取締役会規則に基づき、取締役会の決議及び報告を要する事項と定めています。

・また、当社と当社グループ会社との取引及びその他重要事項についても、関係会社管理規程、稟議規程に基づき、当社取締役会の承認を要する事項と定めています。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

会社の目指すところ(経営理念)や経営計画、経営戦略は当社のホームページにて開示しています。

< 社は >

『挑戦と創造』

< 経営理念 >

・アイカグループは共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献してまいります。

< 中期経営計画 >

・当社は、創立90周年(2027年3月期)に目指すべき姿「アイカ10年ビジョン」を描き、その実現への第1ステップとして2020年度を最終年度とする4ヶ年(2017年4月～2021年3月)の新中期経営計画「C&C2000」を策定し、発表しました。

【財務目標】

連結売上高: 2,000億円 連結経常利益: 220億円

ROE : 10%以上 海外売上比率: 35%以上

詳細は当社ホームページをご参照下さい。

(URL: <http://www.aica.co.jp/news/ir/2017/04/cc2000.php/>)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社のホームページ及び本報告書にて開示しています。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・当社経営幹部の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績に応じて変動する「業績連動報酬」で構成されています。業績連動報酬の評価項目、評価方法、総報酬に対する構成比等は有価証券報告書に記載しています。

・個人考課や報酬額の妥当性は、社外役員を主な構成員とするガバナンス委員会で審議することにより、客観性や公正性を担保しています。

(4)選解任と候補者指名の方針と手続

・当社の中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長という観点から、国籍、性別を問わず経験、能力、実績を総合的に検討の上、当社の取締役として相応しい人物を取締役会において指名し、株主総会の決議をもって選任しています。

なお、取締役・監査役候補の指名にあたっては、2016年4月に発足した社外役員を主な構成員とするガバナンス委員会の審議を経ています。

経営陣幹部の解任に関しては現時点で具体的なプロセスを確立しておりませんが、今後、解任基準を含め具体的なプロセスを検討してまいります。

(5)個々の選解任・指名についての説明

・当社は、2016年6月開催の第116回定時株主総会よりすべての取締役及び監査役の候補者について「株主総会招集通知」に個々の指名理由に関して記載しています。また、経営陣幹部の解任事例はございません。

【補充原則4-1(1)】経営陣に対する委任の範囲

・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営上の重要事項の決定、業務執行の監督を行っています。それ以外の業務執行に関する決定については、経営会議及びグループ代表者会議等に行っています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

・当社は、独立役員の指定の際に、東証の独立性判断基準に基づき独立性を判断しており、併せて当該指定においてその基準の使用が妥当であるかを検討しています。

・東証の独立性判断基準を使用することで選任プロセス、独立性判断の妥当性ともに満足していると考えています。

【補充原則4-11(1)】取締役会メンバーのバランス・多様性・規模

・当社は、当社の中長期的な企業価値向上及び持続的な成長という観点から、国籍、性別を問わず、社外取締役を含め、知識、経験、能力が全体としてバランス良く備えられ、また経営的な視点で物事を考えることができる人物で当社取締役会が構成されるべきと考えています。規模についても、当社の組織構成に鑑み、執行業務の管理・監督ができる規模を設定しています。

【補充原則4-11(2)】役員の兼任状況

・社外取締役、社外監査役を含む取締役・監査役の他の上場会社役員兼任状況について「株主総会招集通知」及び「有価証券報告書」に、毎年開示しています。

【補充原則4-11(3)】取締役会の実効性分析・評価

・当社では、取締役会の実効性を検証すべく、2017年1月以降、毎年すべての取締役及び監査役に対して取締役会の構成、運営及び議題並びに取締役会を支える体制に関するアンケートを実施し、それらの結果に基づき、取締役会の実効性について評価を行っております。2019年1月実施のアンケート結果は、すべての項目において「適切又は一応適切」との回答が得られたこと、また、取締役会における審議が活発に行われていることが高い評価を得たことから、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

一方、当社取締役会においては、経営陣幹部の選解任審議、取締役会資料の更なる質の向上及び取締役会構成員の多様性の課題も確認され、今後も更なる取締役会の実効性向上を図るため、改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14(2)】取締役・監査役のトレーニング方針

・新任社外取締役・社外監査役については、就任時に当社及び当社事業に関する理解を深めるために経営方針の説明や各支店・工場の視察等を実施しています。また、就任後にも必要に応じて、事業理解を深めるための機会を提供しています。

・新任取締役については、取締役に求められる役割と責務を十分に理解できる機会を提供し、就任後においても外部講師を招いての研修会を定

期的に開催するなど必要知識の更新等に努めています。
・監査役については、新任時より各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加し、監査役に求められる知識やスキルを習得しています。
・トレーニング実施内容は、ガバナンス委員会にて報告し、委員からの助言も参考に、これらの対応が適切にとられているか否か確認しています。

〔原則5-1〕株主との建設的な対話に関する方針
・当社は、株主との建設的な対話の実現を図るために合理的な範囲で積極的な対応を行っています。株主との対話から得られた意見、情報は、社内で共有し、今後の経営、IR活動への反映に努めています。
・また、IR担当取締役を指定しており、広報・IRグループを事務局とし、株主との建設的な対話のために社内関係部署との連携を図っています。
・なお、個別面談や電話取材の申し込みに対しては、広報・IRグループが対応しており、その中で開示される情報の内容については、代表取締役、担当取締役の承認を得ています。
・一方、アナリスト・機関投資家向けに、年2回決算説明会を開催し、代表取締役より説明を行っており、更に新聞等の媒体を通じた情報提供に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,808,200	8.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,173,900	6.39
アイカ工業取引先持株会	2,140,433	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,551,100	2.38
アイカ工業株式保有会	1,486,723	2.28
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,464,900	2.24
住友生命保険相互会社	1,318,000	2.02
株式会社三菱UFJ銀行	1,300,016	1.99
大日本印刷株式会社	1,293,743	1.98
デンカ株式会社	1,229,084	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

〔大株主の状況〕自己株式2,296,226株を保有しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小倉健二	他の会社の出身者											
花村淑郁	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小倉健二	○	独立役員に指名しております。	【社外取締役に選任している理由】 小倉健二氏は、企業経営者としての豊富な経験と知識を有していることから当社の経営体制の強化に活かしていただけると判断いたしました。 【独立役員として指定している理由】 当社の子会社、主要な株主、主要な取引先の出身者等ではないため、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

花村淑郁	○	独立役員に指名しております。	【社外取締役を選任している理由】 花村淑郁氏は、弁護士としての豊富な経験と知識を有していることから当社の経営体制の強化に活かしていただけると判断しました。 【独立役員として指定している理由】 当社の子会社、主要な株主、主要な取引先の出身者等ではないため、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
------	---	----------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役

補足説明

2016年4月より取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外役員および代表取締役を構成員とする「ガバナンス委員会」を発足させました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に会計監査人からの監査報告及び意見交換会議を実施しています。
 内部監査を専門とする組織として「内部監査室」が、業務執行部門の監査を実施しています。内部監査室のスタッフ（4名）は、各監査役と一体となり常時監査内容・執行状況について報告をおこなっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
片桐清志	他の会社の出身者												
宮本正司	公認会計士												

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片桐清志	○	独立役員に指名しております。	【社外監査役に選任している理由】 片桐清志氏は、企業経営者として長年のマネジメント経験と知見を有していることから当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断いたしました。 【独立役員として指定している理由】 当社の子会社、主要な株主、主要な取引先の出身者等ではないため、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。 同氏は、当社株式を300株保有しておりますが、主要な株主には当たらないと判断いたします。
宮本正司	○	独立役員に指名しております。	【社外監査役に選任している理由】 宮本正司氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を有していることから当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断いたしました。 【独立役員として指定している理由】 当社の子会社、主要な株主、主要な取引先の出身者等ではないため、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2013年5月までストックオプションを付与しておりましたが、2014年以降は付与していません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

2013年5月までに付与済みのストックオプションについて、行使権利が失効していない対象者です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った年間報酬額は265百万円です。なお、報酬限度額は年額370百万円以内で、使用人兼取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬額については役位、職責、在任期間等を勘案し、当社グループ業績を考慮のうえ、株主総会で承認された限度範囲内で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、事務局より取締役会の議題案内及び開催日前の資料事前送付を行っております。また、社外取締役又は社外監査役からの要請に応じ、取締役会の議題についての事前説明も行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
富田 章嗣	相談役	当社の元経営トップとして長年のマネジメント経験があり、営業に関する専門的な知見を有しており、当社経営陣の求めに応じ、助言を行っております。	勤務形態：非常勤 報酬：有り	2005/6/24	1年 (重任の場合、最長2020年6月まで)
渡辺 修	相談役	当社の元経営トップとして長年のマネジメント経験があり、財務に関する専門的な知見を有しており、当社経営陣の求めに応じ、助言を行っております。	勤務形態：非常勤 報酬：有り	2010/6/23	1年 (重任の場合、最長2025年6月まで)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2名
--------------------------	----

その他の事項

・上記相談役は、取締役会や経営会議等の重要会議体に出席することなく、当該会議の事前において決議事項等についての報告や説明を受ける権限を有しておりません。また、現経営陣が相談役に意見を求める場合、必要に応じて社外役員に対してその旨を適宜報告した上で行っており、相談役の経営への不透明な関与を疑われるような状況が生じないように十分配慮しています。

・各相談役の報酬は、当社グループの発展・成長に寄与する活動等、その職務に見合った報酬を支給しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役・取締役会】
取締役会は当社の経営に関わる重要な事項について意思決定する最高機関であり、取締役8(社外取締役2名)で構成されております。2016年6月23日より、取締役会の監督機能強化の為、社外取締役2名を選任しております。定時取締役会が原則毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催されております。

【ガバナンス委員会】
2016年4月より取締役会の任意の諮問委員会として、社外役員を主な構成員とする「ガバナンス委員会」を設置し、企業の持続的な成長と統治機能の更なる充実を目指しています。第119期(2018/4～2019/3)は、5回開催しました。

【監査役・監査役会】
当社は、監査役制度を採用しております。監査役は4名にて監査役会が構成されており、4名のうち2名は非常勤の社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回開催されております。各監査役が取締役会に出席するほか常勤監査役は経営会議、経営推進会議、その他重要な会議に出席しています。また、常勤監査役のほか、必要に応じて非常勤監査役も業務執行担当部署の往査、決裁書類その他重要な書類の閲覧、国内外の子会社の調査、会計監査人からの監査報告及び意見交換会議等を実施し、独立した立場から業務監査、会計監査を行っております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

【執行役員制度】

当社は、2002年4月より執行役員制度を設け、取締役の監督機能と執行機能の分離を図ってきましたが、社内取締役が重要な執行機能を担っている実態に合わせ、2018年6月より社内取締役が執行役員を兼任する形をとっております。これにより、執行機能において執行機能の職務分掌を明確化することで業務執行の更なるスピードアップを図っております。

【経営会議】

当社は、取締役に業務執行責任者を加えて構成する経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎月1回開催され、取締役会に付議する議案の事前審議及び当社規程に基づく決裁機能を有し、取締役会での決定事項の迅速な展開並びに業務執行における審議及び報告を行っております。

【経営推進会議】

経営推進会議には、取締役、監査役、執行役員をはじめ業務執行部門の長が参加し、原則、半期毎に業務執行報告、課題検討等を行い、業務内容及び執行状況の監視が行える体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治の体制は、取締役・監査役・執行役員制度を採用しております。これは、1. お客様の視点に立った経営を推進するために社外取締役を含む取締役が経営の重要事項の意思決定に関与するべきであること、また、2. 健全かつ効率的な業務執行を行うために、業務執行を担う執行役員の執行状況の監視機能を、取締役がもつべきであること、そして、3. 社外監査役を含む監査役が、経営の意思決定及び業務執行を含む経営全体の監査を行う体制が望ましいこと、を理由としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年度は6月4日に招集通知を送付いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	本年度は6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットにより、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることで、議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針に基づき、情報開示の基準、社内体制の整備、情報開示方法、沈黙期間、第三者による業績予測等と将来見通しに関する留意事項につき定めています。詳細は、当社ホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び中間期末に決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIRサイトを設け、決算短信、IR説明会資料、有価証券報告書、株主向け報告書等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報・IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営の基本方針に、「地球環境の保全と地域との調和を図り、環境に優しい商品を開発します。」を掲げ、品質(ISO9001)、環境(ISO14001)、労働安全衛生(ISO45001)を三位一体の活動として全社に展開、環境経営にも積極的に取り組んでいます。その活動については毎年CSRレポートを発刊し、内容を報告しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針を制定しておりますが、2018年5月15日開催の取締役会において一部改訂を行うことを決議いたしました。また、2016年6月24日付ガバナンス報告書から業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要を記載しております。

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

(1) 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1 コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役並びに使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守するための行動規範「アイカグループ行動規範」を策定し、その行動規範に基づく具体的な行動基準を「アイカグループ社員の行動指針」にて定めている。それらを当社及びグループ全体の役職員に展開し周知徹底を図る。

2 「企業倫理委員会」において企業活動における法令遵守とそのために必要な施策の企画や立案を行い、取締役並びに使用人への周知徹底を図る。

3 品質(ISO9001)・環境(ISO14001)・労働安全衛生(OHSAS18001)マネジメントシステムを「三位一体の活動」として全社に展開し、各マネジメントシステムにおいて法令・法規制等の要求事項を遵守する。

4 当社グループ全体で内部通報制度の自浄機能を発揮させ、早期に問題点の把握と解決を図る。

5 内部監査を専門とする組織「内部監査室」及びコンプライアンス活動を推進する組織「法務部法務グループ」が、当社グループ全体の内部統制活動、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。

6 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1 取締役の職務の執行に関する情報・文書は、社内規程及び関連する文書管理マニュアルに基づき、適切な文書の保存並びに管理体制を維持する。

2 株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・経営推進会議議事録・グループ代表者会議議事録・稟議書並びに関連資料は経営企画部が、契約書並びに関連資料などの重要文書類は法務部法務グループがそれぞれ保管・管理する。

3 取締役、執行役員、監査役は、常時これらの文書等の閲覧または謄写ができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1 経営環境を取り巻く各種リスク(法令遵守・災害・製品・品質・物流・安全衛生・環境・情報セキュリティ・為替・原材料価格等)については、それぞれの対応部署において検証し、規程・ガイドラインを制定する。また、リスク評価は定期的に取締役会・監査役会に報告する。

2 取締役会・監査役会は、必要に応じ各種リスクについて審議し、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士等に意見を求めるなど対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1 執行役員制度を設け、取締役の監督機能と執行機能の分離を図ってきましたが、社内取締役が重要な執行機能を担っている実態に合わせ、社内取締役が執行役員を兼任する形をとり、執行機能において執行役員の職務分掌を明確化することで業務執行の更なるスピードアップを図る。

2 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督することでコーポレートガバナンス強化を図る。取締役会は、審議の活性化を図り、経営の透明性・客観性を確保するため、会社業務に精通している社内取締役と独立性・客観性・専門性を備えた社外取締役を含む取締役にて構成する。

3 年度目標は中期経営計画に基づき策定する。各部門はその目標達成に向けて目標と予算を策定し、併せて具体策を立案し実行する。

(5) 当該株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや理念の統一をめざし、各子会社ごとに当社の取締役・執行役員等より責任担当を決め、事業を総括的に管理する。

2 当社は、子会社の経営内容を把握し、かつ業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項について当社(取締役会または代表取締役)の承認または当社への報告を求める。

3 当社は、グループ代表者会議を開催し、当社グループにおける業務執行の状況報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と適正な業務遂行を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

1 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役付を置く。監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行う。

なお、監査役付の独立性を確保するため、当該使用人に関する指揮命令権・人事権については、監査役・監査役会の事前の同意を得る。

2 監査役より監査業務に必要な業務指示及び命令を受けた当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、その業務指示に関して、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査役に係る業務に優先して従事する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

2 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき法令に従い直ちに監査役会に報告する。その他、法定事項に加え、取締役との協議により決定する下記事項を報告する。

内部統制システムの整備・運用に関わる件、子会社の監査役の監査状況、重要な会計方針、会計基準及びその変更、業績及び業績見込の発表内容、重要な開示書類の内容、稟議書及び監査役から要求された会議議事録など

3 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、不利益が生じないことを確保する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求に基づき会社が負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1 監査役と取締役・会計監査人との意見交換並びに内部監査部門等の協力・補助体制を確保する。

2 代表取締役は、監査役会・会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を実施する。

3 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、公認会計士等を活用する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため「内部統制委員会」を設置し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、その内容を取締役会へ報告しております。また、調査結果で判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1)取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行ないました。

(2)リスクマネジメント体制の構築について

当社は、不測の損失の軽減を図るため、経営環境を取り巻く各種リスクに対応する部署を決め、必要な規程、ガイドラインを整備し、稟議手続きを通してリスク管理を実行し、定期的に行うリスク評価の結果を取締役会・監査役会に報告しています。

なお、地震等の危機管理については、「危機管理規程」及び「地震防災規程」を制定しており、また、BCP発動に備え、定期的に訓練を行ないました(当事業年度は、工場6ヵ所、子会社7ヵ所、製造委託先3ヵ所で想定訓練を実施)。

(3)コンプライアンス体制について

当社は従業員に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております(当事業年度は、営業店所向け研修10回、工場向け研修21回、子会社向け研修13回、新任管理職向け研修1回、新入社員向け研修1回開催)。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報制度で従前より設置しています社内通報窓口「企業倫理委員会の窓」に加え、第118期事業年度より弁護士事務所に外部通報窓口を新たに設置しています。当事業年度において発生した案件に関しましては、速やかに調査の上、代表取締役、企業倫理委員会メンバー及び監査役へ報告し、解決しております。

(4)監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を15回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等に関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行ないました。また、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を行いました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2019年6月25日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、買収防衛策を廃止しました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

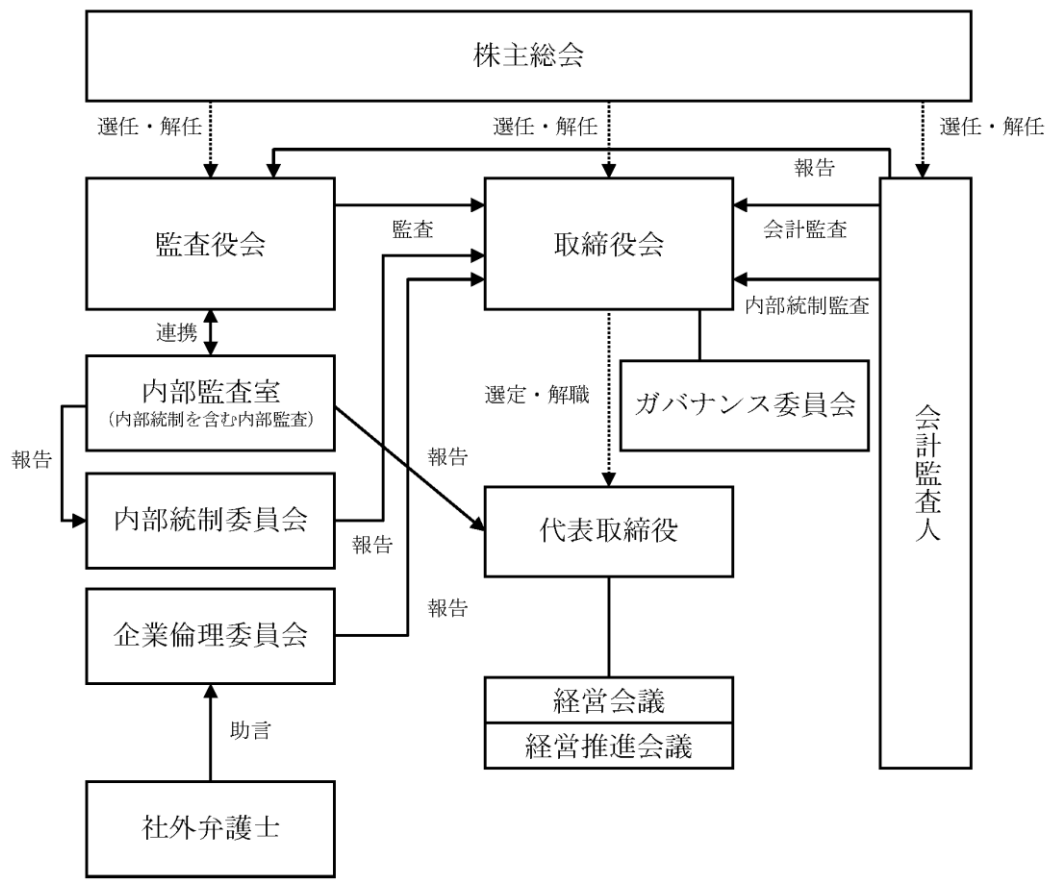
(1) 情報開示の基準

当社は、広く社会に信頼される企業として、すべてのステークホルダーの皆さまに対して会社情報を適時適切かつ公平に開示することを基本方針としています。会社法、金融商品取引法等の関連法令及び当社の株式を上場している証券取引所が定める適時開示規則を遵守し、情報開示を行います。また、関係法令及び適時開示規則に該当しない情報についても、株主・投資家の皆さまの投資判断にとって重要であると考えられる情報については、公平性と適時性を鑑みた上で開示を行います。

(2) 社内体制の整備

当社は、当社ディスクロージャー・ポリシーに則った情報開示を行うために、情報開示委員会を設置し、情報開示活動を推進・管理します。情報開示委員会は、ディスクロージャー・ポリシーの策定・改訂・運用、情報開示活動の適切性・公平性・透明性・適時性を協議します。情報開示委員会は、社長執行役員を委員長とし、部門横断的な委員で構成され、委員は社長執行役員が任命します。また、内部情報の適切な管理及び株式等の売買等について遵守すべき基本事項を社内規則に定め、インサイダー取引を未然に防止しています。

〔業務執行・監視の仕組み〕



【適時開示体制の概要】

